機械鑑定を前提とした農産物検査規格における穀粒判別器の仕様確認についてのお知らせ

令和4年3月

各位

農林水産省農産局穀物課農産物検査班

このたび、水稲うるち玄米の農産物検査規格について、現行規格とは別に機械鑑定を前提とした農産物検査規格を定めたところです。

そこで、機械鑑定による農産物検査をする際に使用する穀粒判別器については、農産物 検査に関する基本要領においてその仕様を定め、随時、仕様確認申請を受け付けることと しています。

このことについて、透明性及び公平性を確保する観点から、別紙「穀粒判別器の仕様確認の手順」を示すこととしましたので、お知らせします。

【問合せ先】

農産局穀物課農産物検査班

電話:代表 03(3502)8111 内線4779

ダイヤルイン 03(6744)1392

担当:立石、湯村

穀粒判別器の仕様確認の手順

1 仕様確認に用いる試料の確認

機器メーカー又は登録検査機関(以下「機器メーカー等」という。)は、産地及び品種が異なる5種類の玄米について、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)別紙4標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル(以下「マニュアル」という。)IIの第1の1の(4)のイの(7)により試料(以下「計測試料」)を作製し、農産局穀物課農産物検査班の確認を受ける。

試料の作製は、「穀粒判別器の仕様確認に用いる試料に係る留意点」に 基づき行う。

2 測定

機器メーカー等は、上記1で確認を受けた計測試料を用いて、マニュアルIIの第1の1の(4)に定める測定を行い、データを取りまとめる。(別紙様式)

また、検査等級の境界領域に近い場合における穀粒判別器の測定精度も確認するため、マニュアルⅡの第1の2に基づき、機器メーカー等は、上記1の計測試料により測定を行い、データを取りまとめるものとする。

なお、機器メーカー等は、試料の測定に当たっては、農産局物課農産物 検査班の立会いの下で行うものとする。

3 仕様確認申請

機器メーカー等は、マニュアルに定める仕様確認申請書に2の測定データ (別紙様式)、取扱説明書、パンフレット等を添えて、農産局長に仕様確認を申請する。

4 仕様の確認及び公表

農産局穀物課農産物検査班は、3により提出のあった測定データ等を確認し、仕様確認申請に係る穀粒判別器がマニュアルIの第2の5に定める仕様を満たしていると確認した場合には、機器メーカー、型番、当該機器で鑑定できる項目(白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒及び着色粒の別については測定可能である旨。)等を農林水産省ホームページに公表する。

また、仕様確認の結果について、申請を行った機器メーカー等に書面で 通知する。

穀粒判別器の仕様確認に用いる試料に係る留意点

穀粒判別器の仕様確認に用いる試料は、以下の事項に合致するものとする。

1 白未熟粒

各粒の白色不透明な部分の大きさが粒平面の1/2以上のものであること。

2 死米

各粒の2/3以上を占める部分が、粉状質で光沢がないものであること。

3 着色粒

次に掲げる条件の全てを満たすものであること。

- ① カメムシ類又はイネシンガレセンチュウによる着色粒の双方を含むこと。
- ② カメムシ類による着色粒が過半数を占めること。
- ③ 着色部分の大きさが直径 1 mm以上 かつ粒表面の 2 / 3 以下のものであること。

なお、着色粒を1粒混入した1,000粒の試料の測定に用いる着色粒は、 カメムシ類による着色粒であること。

4 胴割粒

粒平面に横一条の亀裂がすっきり通っているものであること。

5 砕粒

粒の長径が通常の $1/3\sim2/3$ 程度の粒であること。

6 健全粒

検査現場で通常見られる整粒と同程度のものであり、極端にきれいなもの等、測定精度に影響を与えるものでないこと。